

## 第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」開催される

厚生労働省は、去る4月25日、第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」（座長：田中滋氏・慶應大学大学院教授）を開催した。本会では、4月8日に厚生労働大臣宛に福祉用具個別援助計画書の作成義務化等を求める要望書を提出したが、厚生労働省が示した議論の整理案では、これを全面的に採用した内容となっている。同検討会では、この整理案をもとに報告書をまとめ、第5期の介護報酬改定、指定基準（注）の見直し作業を進める介護給付費分科会に送る。福祉用具個別援助計画書は、今後、介護給付費分科会に議論の場を移すことになる。

（注）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

### 厚生労働省、議論の整理で「個別援助計画書」の指定基準への位置づけを明記

厚生労働省が示した整理案のうち「専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進」（論点3）では、福祉用具の導入時の適切なアセスメントや、関係者間での情報共有化、継続的なモニタリングの実施等を担保する仕組みの必要性などを問題提起。そのうえで、他の介護サービスと同様に、指定基準に「個別援助計画書」を位置づけ、これに合せて福祉用具専門相談員（以下「相談員」）の研修カリキュラムの見直しを図ることを提案している。また、福祉用具選定にあたっては、医師をはじめ医療従事者との連携を図るほか、導入時のアセスメントに福祉用具プランナーを活用する案も示している。一方、平成20年度の見直しで少なくとも6ヶ月に1回から、「必要に応じて随時」となった福祉用具に係る担当者会議は、今回の案で、福祉用具導入時の担当者会議にリハビリ専門職や相談員等の出席や意見書の提出を促進する案を示すなど、福祉用具を主題とした担当者会議の必要性を示している。また、福祉用具選定にあたって中心的役割をもつ介護支援専門員については、養成課程の見直しに合わせ、福祉用具関連研修の必修化を提案している。



### 本会理事、検討会で「福祉用具個別援助計画書」の必要性等をアピール

この論点3に関連して、東畠弘子委員（ジャーナリスト、本会理事）は、昨年度、本会が福祉医療機構の助成で行った調査研究結果を報告した。同委員は、調査結果のうち個別援助計画を作成して自身が変わったかの点の質問に対して、8割以上の相談員が「利用目的を考えるようになった」「選定理由を考えるようになった」と回答している点を指摘。「個別援助計画の作成が、相談員の意識の変化、サービスの質の向上につながる」と強調していた。山下一平委員（本会理事長）は、居宅を訪問しなくても報酬を請求できる福祉用具貸与の矛盾点を指摘した上で、「サービスの質を確保するためにも個別援助計画や、居宅を訪問して行うモニタリングの義務化は必要」としていた。畔上加代子委員（本会副理事長）は、福祉用具による事故の問題に触れ、「個別援助計画を作成・実施し、適切にモニタリングを行うことが事故防止に役立つ」として、義務化を強く求めた。一方、一瀬正志委員（テクノエイド協会常務理事、本会理事）は、サービスの質の確保のため「指定事業所に福祉用具専門相談員のスーパーバイザー的な役割をもつ専門職が必要」として、専門職の養成の必要性を提案していた。

## 「外れ値」への対応、給付費通知の適切な実施を強く求める

厚生労働省では、同一製品であっても平均的な月額に比べて、非常に高額な請求を行うケースを「外れ値」として、市町村が利用者に価格情報を伝える「介護給付費通知書」の実施をバックアップしている。整理案では、この「外れ値への対応」（論点1）を取り上げている。委員の間からは、「各保険者は合理性がない事案に対しては積極的に公表すべき」「福祉用具業界が自動的に解消に取り組むべき」との意見もあった。一方、山下委員からは、「福祉用具貸与の価格はモノ（福祉用具）とサービスで構成されているが、給付費通知ではサービスが価格に反映されている点を理解することが困難」と指摘。「過度の適正化の結果、サービスの質を維持するための適正な価格を大幅に下回り、安からう、悪からうのサービスにしてはいけない」として、給付費通知の適切な実施を求めた。また、畔上委員は、通知を行う際、行政の担当者と相談して、ご利用者から直接説明を求められるケアマネジャーに、事業者のサービスの違いと価格の関係を示す資料を配布し、理解を求めた千葉市における関係者の取り組みを紹介。通知に伴う行政や関係者間の連携の必要性を訴えた。

## 各国も注目する日本の福祉用具レンタル、今後の議論でより良い制度に

整理案では、「比較的安価な福祉用具の取り扱い」（論点2）として、歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープを取り上げている。これらは比較的安価で、貸与価格の合計が平均小売価格を超えることもあるので、貸与に馴染まないという指摘がある点を紹介。そこで「貸与から販売への移行」又は「貸与と購入の選択制」を求める意見があるとしている。一方、販売になると、適切な選定やメンテナンス、緊急時の対応などP D C Aサイクルを担保できなくなる点、介護給付費実態調査の結果、平均貸与期間が平均的な償却期間を超えるのは歩行補助つえのみである点を指摘するなど、両論を併記。その上で、事業者が利用者に定期的に関与する貸与という仕組みの変更には慎重に対応すべきとし、さらなる調査、検討を要する、とまとめた。これに対し、検討会では、販売への移行や選択制を求める意見があった一方、価格と使用期間のみで判断するのではなく、その種目の使用実態から検討すべき、という意見もあった。特に伊藤利之委員（横浜市総合リハビリテーションセンター顧問）は、自身は選択制に賛成と前置きしながら、「今の使用環境から判断すると、定期的なメンテナンス等を担保するレンタル制度が適切」とし、現時点での販売制への移行は時期尚早としていた。また、山内繁委員（早稲田大学研究推進部参与、本会特別顧問）は、多点つえが折れた事例を紹介し、「利用者の状態やその変化に応じた適切な適合が必要」とし、専門職の関与の必要性を強調した。会議の終了に際し、東畠委員から、韓国が当初は選択方式を採用し、その後、日本を参考に貸与方式に変更した点などを紹介。続いて、山下委員から福祉先進国の北欧が日本方式に注目している点などを紹介した上で、「世界初となった我が国の介護保険における福祉用具レンタル方式を、より良い制度とするよう、今後の介護給付費分科会の議論に期待したい」と述べた。

この日、検討会は厚生労働省が示した「議論の整理案」を大筋で了承。介護給付費分科会に送られる報告書の成文化は田中座長に一任された。これで来年4月施行の介護報酬の改定、指定基準の見直しに伴う検討作業の第一ラウンドは終了したことになる。本会では、今後とも福祉用具個別援助計画書の義務化や、現行レンタル制度の堅持に向けて活動を行っていく予定である。

（文責／ふくせん事務局）